

令和3年12月9日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年12月9日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めましてお早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番 天野 里美 君・8番 村井 保夫 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼致します。

それでは、一般質問をさせて頂きたいと思っております。お早うございます。

11番 隅岡 美子、順次一般質問をさせて頂きます。

一問一答方式で、よろしくお願い致します。

質問は、高校生議会の開催についてであります。

令和3年11月19日、委員会室において、地方議会活性化シンポジウム2021、令和の時代を担う地方議会、調査研究・政策立案機能の充実に向けてと題して講演が、オンラインではありましたが開催されました。講演の中で、パネリストとして三重県議会議長青木謙順氏の話の中で、先進的な取組をされている中、高校生議会を開催していますとの話をされておりました。私は、早速ホームページを検索したり、ユーチューブを拝見致しました。そこで、これは本当に素晴らしいと感動致しまして、多度津町にも取り入れることが出来ないかと思い、今回の一般質問をさせて頂きました。

本町におきましては、平成22年より子ども議会が開催されています。毎回テーマを決めて、多度津町の様々な課題を取り上げ、活発に取り組んでおります。令和2年度はコロナ禍のため中止、令和3年度は書面による開催となったと聞いております。また、2016年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。本町には、多度津高校とR I T A学園高校があります。

そこで、お伺い致します。

3点についてお伺い致します。

1点目、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、若者が選挙に対して興味を持ち、投票行動が上がり、ひいては投票率も向上していくと考えますが、町のお考えをお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の若者の投票率向上についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるように、多度津町の将来を担う若者が、選挙に対して興味や関心を持つことは、実際の投票行動や投票率向上に繋がり得るもので、このような世代の方々に政治参加、そしてそれを支える投票へ意識を向けて頂けるような施策の推進は重要であると認識をしております。

本町におきましては、投票率向上に向けた啓発活動として、ホームページや庁舎内に設置しておりますデジタルサイネージによる情報発信に加え、庁舎への懸垂幕設置や町内各所への啓発看板設置等、選挙ごとに実施をしております。今後も、これらの取組を継続するとともに、公明かつ適正、的確な選挙の執行に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁を頂きました。

町長のご答弁の中から質問をさせていただきます。

選挙ごとに投票率向上に向けた啓発活動として、色々あるホームページや庁舎内に設置しているデジタルサイネージによる情報とか発信、懸垂幕、また看板設置等を選挙ごとに実施をされておりますということでございましたが、これに対して何か町民の皆様からご意見とか、そういった要望とかに対して、もしあればお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

今まで町の選挙管理委員会の方が啓発等を行ってきた中で、それで住民の方からこういうことをしてほしいとかなんとかというご意見は正直伺ってはおりません。ただ、先ほど申しました啓発看板、デジタルサイネージのほかに本町の取組と致しましては、県内唯一、平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙以降、選挙期日直前の金曜日につきまして、期日前投票所において投票開始時刻を1時間30分繰り上げて、午前7時から投票出来るようにしております。これは、もちろん通学前の高校生であったり、通勤前のサラリーマン、勤務されてお仕事されてる方に、投票に係る利便性を高めるということで、これも少しではありますが、投票率向上に向けてのアピールだと考えております。

以上でございます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

本当に、今、総務課長申しましたように、午前7時から通学前、通勤前に期日前投票をしているということでございまして、これはそこへ寄って期日前をして、通学、通勤をするということで、皆さんにもっとこれ、周知をされとるかとは承知をしておりますが、もっとこの辺も周知をしていって頂きたいと思えます。これは要望です。よろしくお願ひ致します。失礼しました。

続きまして、2つ目の質問です。

過去の国政選挙において、本町も含めまして、若者の投票率は何%かについてお伺ひ致します。よろしくお願ひ致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の過去の国政選挙における若者の投票率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙香川県選出議員選挙における18歳の選挙人につきましては、有権者数231人に対して投票者数が106人であり、投票率は45.89%でした。19歳の選挙人につきましては、有権者数210人に対しまして投票者数が67人であり、投票率は31.90%でした。18歳及び19歳の選挙人の合計につきましては、有権者数441人に対しまして投票者数が173人であり、投票率は39.23%でした。

続きまして、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙小選挙区選出議員選挙における18歳の選挙人につきましては、有権者数196人に対しまして投票者数が92人であり、投票率は46.94%でした。19歳の選挙人につきましては、有権者数229人に対しまして投票者数が67人であり、投票率は29.26%でした。18歳及び19歳の選挙人の合計につきましては、有権者数425人に対して投票者数が159人であり、投票率は37.41%でした。

続きまして、令和元年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙香川県選出議員選挙における18歳の選挙人につきましては、有権者数235人に対しまして投票者数が62人であり、投票率は26.38%でした。19歳の選挙人につきましては、有権者数229人に対しまして投票者数が37人であり、投票率は16.16%でした。18歳及び19歳の選挙人の合計につきましては、有権者数464人に対しまして投票者数が99人であり、投票率は21.34%でした。

最後に、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙小選挙区選出議員選挙における18歳の選挙人につきましては、有権者数214人に対しまして投票者数は102人であり、投票率は47.66%でした。19歳の選挙人につきましては、有権者数240人に対しまして投票者数は52人であり、投票率は21.67%でした。18歳及び19歳の選挙人の合計につきましては、有権者数454人に対しまして投票者数が154人であり、投票率は33.92%でした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でした。

今のご答弁の中、たくさん有権者数とか投票者数、ずっとお話をご答弁頂きました。近々の令和3年度を見てみますと、いずれも有権者数は400人台ということで、あまり変わってはおられません。投票者数も少し減少しておりますけど、何分投票率が39%、37%、21%、そして34%ということで、30%前後を行ったり来たりしているということで、非常になかなか少ないなあと。50%を割っているということで、これは本当に少ないなあとと思います。大人の方におきましては、私が知つとる限りの60代、70代とかの方が、投票行動はすごく高いんでないかなと私は聞いてますけれども、若者の皆様もしっかりと投票に行く、権利として行くということのをこれからも色々な、今、私が一般質問している高校生議会なんかを実施をして頂きたいし、また模擬投票をしたり、それから色々なことも新聞なんかで聞いたり、見たりしたことがあります。そういうことを、色々なことの方策を考えられて、何とかして投票率の向上に向けて切磋琢磨して頂きたいと思っております。これは、多度津町の投票行動ですかね。それでよろしいんですかね、その理解で。多度津町の投票率でいいんですかね。はい、分かりました。これも含めてしっかりとまた取り組んで頂きたいと思っております。

そして、次ですけれども。それと、私も先ほど多度津高校とR I T A学園と申し上げましたが、高校においては多度津町以外にも他町から来られとる学生がもう多く通学していると思っておりますけれども、もし分かったら多度津町内に住んで、多度津町の方は、学生は何人いらっしゃるか分かりますかね。分かりませんかね。もし分かれば教えて頂きたいんですが。よろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問にお答え致します。

申し訳ないんですが、データを持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えすることが出来ません。申し訳ございません。

議員（隅岡 美子）

そしたら、また調べて頂いて、またよろしくお願い致します。

それでは、3点目の質問に入ります。

3点目です。本町におきましても高校生議会を開催してはと提案致しますが、町長及び担当課のお考えをお伺い致します。よろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の本町での高校生議会の開催についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のご質問にありますとおり、子ども議会につきましては、平成22年度より学校生活で培った自分の考えを作る面白さや自分の考えや思いを表現する楽しさを設定すること。意見を交わすことで、新しい考えが作られる素晴らしさを味わえるようにする。将来を担う子供たちに多度津町の姿をよく見詰めてもらい、今後のまちづくりについて提案したり質問したりしてもらおう機会を作ることを目的として実施しており、町内の各小学校の6年生2名、中学校1年生から3年生各2名と議長1名を含めた合計15名の子ども

も議員を任命し、子ども議員より町に対する提案、質問を行い、通常の議会で行う一般質問同様、町長ほか執行部が答弁するというスタイルで行っております。毎回テーマを設定し、本年度は「みんなが幸せに暮らせる多度津町のために出来ること、今を大切に、未来に繋げるために」とし、質問や提案を頂きました。

さて、ご質問の高校生議会についてですが、設置者が市町村である小学校、中学校と違い、町教育委員会が指導する立場にないことや本町内の高校については、他市町からの通学している学生が多いと考えられます。そのほかにも調整が必要なことが多く、開催については難しいと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。答弁頂きました。

結論を出すのは早いと思うんで、色々考えて頂いて、まず私が思うのは、高校生議会は広聴広報する活動の一環として、高校生の皆様に、若者に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらったり、高校生の意見を直接聞くことで議会の議論に反映をさせていけることが出来るのではないかなと思っております。

先ほど、三重県の青木議長さんが開いているということで、ここは3回開いておりまして、高校数が多いんで11校で40名とか、52名とか、26名議会に参加しているということで、規模は全然違いますけれども、参加した高校生の感想をそこで述べておりました。議員の方の考えなどをたくさん聞いて貴重な経験になりました。また、色々な立場の高校生と意見を共有することが出来てとてもよかったです。また、とても楽しかったです。また参加したいと思いました。県議会議員という仕事にとっても興味が湧きました。質問に対する答弁を今後の自分たちに生かしていきたい。また、議員と話をするのがとても貴重な体験となったなどなど、本当に前向きな意見を高校生が述べておまして、この中にも、これはもちろん三重県の話ですけども聾学校がございましたので、そこで手話通訳を交えての高校生議会となったということで見ることが出来ました。

また、全国では、高校生議会を実施している県はまだまだ少ないとは理解をしておるんですけども、沖縄県、それから埼玉県戸田市、これは市制施行50周年記念事業として、初めて高校生議会を開催をした。それから、市議会と高校生とコラボをして開催した。愛知県安城市です。それと若者の政治に対する無関心さが顕著に表れて、投票率も低いということで、これは何とかせにゃいかんということで、福井高校生議会もしております。また、山梨県小国町では、高校生議会とそれから意見交換会を令和元年12月にされております。この中にも色々、もう既に高校生議会に取り組んでいる自治体もたくさんあるかも知れません。高校生らしい自由な発想で、一人一人違う視点に立って、町に山積している課題を一つ一つ共有して、解決に向けて頑張っていくということでございます。

また、これ町長にお伺いせにゃあいかんのですけれども、香川県議会においても、高校

生5名の意見が高校生議会の決議文として、県議会議長と浜田知事に手渡されたと検索したら載っておりましたが、その点、町長、何か詳しくちょっとお話をして頂きたいんですが、知ってる限りで結構ですので、よろしいでしょうか。急で申し訳ありません。

町長（丸尾 幸雄）

今、隅岡議員のおっしゃった県議会とか知事への要望ということに関しては、ちょっと私は知り得ておりませんので、そのことに対してのご答弁は出来ないんですけども、今、今回の高校生議会とか高校生18歳以上に投票権が引き下げられましたので、そういう中で高校生にまず関心を持ってもらう、政治に対して関心を持ってもらう、そして投票率を上げるということがもうメインの目的になります。今の高校生議会ということにつきましては、多度津町では多度津高等学校とR I T A学園がありますけども、そういう学校単位じゃなくて、町にお住まいしている高校生を対象にした高校生議会というのは考えられると思います。学校別になりますと高校生議会というよりも講習会とか、研修会とか、学校ごとに18歳以上の生徒の皆さんに対して政治に関心を持ってもらう。そのために、そしてその上で投票率を上げていく。そのような施策という、事業というのを学校別に考えて頂く。県立高校になりますので学校別に考えて頂くということになると思います。高校生議会を開くのであれば、多度津町がやることになると思いますので、それは町に在籍している高校生全ての方が対象になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

町長、急な質問で有難うございました。私もそのつもりではお話をしているんですが、やはり町在住の高校生でしていくのが、本来の高校生議会とっております。この高校生議会を開くことによって、近い将来議員になってみたいとか、そういった興味も湧いてくるのではないかなと私は思っております。考えてないというご答弁でございましたが、今回を契機にして、しないというんじゃなくって、課内でもちょっとそういうような話が出たら前向きに捉えて頂いて、一歩でも前進して頂くよう要望致しまして、私の一般質問を終わります。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子 議員の質問を終わります。

どう致しましょうか。休憩致しましょうか。続いて行きましょうか。

（「続けて」と呼ぶ者あり。）

議長（村井 勉）

そしたら、続けてまいります。

次に、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

3番 天野 里美です。よろしくお願ひ致します。皆さん、こんにちは。

多度津町では、令和4年度に新庁舎への移転を予定していますが、それに伴う一般介護

予防事業等の実施について質問させていただきます。

多度津町では令和3年4月より、介護予防、健康づくり施策の充実、推進、地域共生社会の実現、認知症施策の推進などを盛り込んだ第9期多度津町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画が実施されています。一方、新庁舎の整備につきましては、平成29年11月に、多度津町新庁舎整備基本計画を策定し、現在、令和4年度の移転に向け計画が推進され、移転までに残り半年ほどという状況です。

現在の庁舎及び福祉センターは、約半世紀にわたり町政の拠点として役割を果たしてきましたが、双方ともに建物の老朽化が著しく、耐震性能に不安があることに加え、津波ハザードマップにおける浸水想定区域に立地しており、防災、災害対策機能確保の観点から当該区域外への移転、建て替えが急務であるとして新庁舎移転に取り組むという旨の趣旨が、多度津町新庁舎整備基本計画の新庁舎整備に至る経緯に掲載されています。また、新庁舎の基本方針では、ホール棟は現福祉センターの会議室機能、町民交流機能などを有するゾーンとして検討するとあります。

令和3年4月より実施している第9期多度津町高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画を拝見すると一般介護予防事業の各種教室や体操などの活動の実施場所の多くが総合福祉センターになっています。また、同計画の中の総合福祉センターのところでは、現在では、住民の生きがい活動や交流活動の拠点として、また総合福祉センター内に地域包括支援センターが設置されたことで、地域の介護予防の拠点としての役割も担っていますとあり、その後に米印で、令和4年度から庁舎移転に伴い使用しませんとあるのみで、その後の総合福祉センターの対応については、何ら記載がありません。地域の介護予防の拠点が、令和4年度からなくなってしまうということだけの記載です。

そこで、次の5点について質問させていただきます。

まず、1点目の質問です。

令和4年度に新庁舎が移転しますが、現在、総合福祉センターで行っている一般介護予防事業の介護予防教室や体操などは、どこで開催されるようになるのでしょうか。また、その実施期間はいつを予定しているのでしょうか。それに対する現在の準備状況を含めて質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の新庁舎に移転後、一般介護予防事業の介護予防教室や体操などは、どこで開催されるようになるのでしょうか、また、その実施時期はいつを予定しているのでしょうかというご質問について答弁をさせていただきます。

本町における一般介護予防事業は、地域包括支援センター業務として多度津町社会福祉協議会に委託をしており、社協と協議をし、現在、福祉センターで実施しております一般介護予防事業につきましては、開催場所をいきがい健康館、町民健康センター2階多目的ホール、各地区公民館に拡大をして実施する予定であります。地域交流センターでの実施は令和4年度の途中からの利用になるため、定例で計画している教室は難しいか

と思いますが、令和5年度以降はニーズに応じて適宜検討していきたいと考えております。

実施時期につきましては、いきがい健康館、町民健康センター多目的ホールでの実施を考えている教室は、住民の皆様が混乱されないように年度当初の4月から開始したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問致します。

先ほどの答弁で、いきがい健康館、町民健康センター2階多目的ホール、各地区公民館に拡大して実施する予定であるということでしたが、現在、総合福祉センターで実施している一般介護予防事業の介護予防教室や体操などの開催数や対象人数は、令和4年度においても同程度の内容を行うという理解でよろしいのでしょうか。それとも、教室等の総数は減少するということよろしいのでしょうか。ご答弁お願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和4年度におきましては、開催数や対象人数が減少する教室もありますが、新たに各地区公民館や8月からは地域交流センターで、新規事業として健康づくりの動機づくりを目的に、65歳から75歳までの方を対象にアクティブ教室も計画しておりますので、総数は、ほぼ同程度と見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再々質問させていただきます。

地域交流センターを使わず、いきがい健康館を使う理由はなぜでしょうか。年度途中としても変更は可能と考えるのでしょうか。その点お答え頂けますでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

一部の介護予防教室をいきがい健康館で実施する理由は、いきがい健康館が介護予防拠点施設であることや教室の内容に調理も取り入れ、施設を有効活用するため、介護予防教室の利用を計画しております。教室の参加人数、希望人数の状況を踏まえ、実施場所につきましては協議をし、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。利用者のニーズ、そして環境に合った場所で対応して頂けるようお願い致します。

続いて、2点目の質問に入ります。

令和3年3月議会において、現在の総合福祉センターにおける利用者の送迎について質

問させて頂きましたが、新庁舎移転後の送迎についてはどうなるのでしょうか。また、3月議会では、ボランティアによる移送サービスの利用も可能となるというご答弁を頂いておりますが、その後の状況について併せて質問致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の移転後の送迎についてどうなるのでしょうか。また、3月の定例会でボランティアによる移送サービスも利用が可能となるという答弁であったが、その後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在実施しております介護予防教室へのタクシーを活用した送迎につきましては、いきがい健康館で実施します2つの教室を対象として、運賃の一部助成を継続してまいります。また、「移動サービス チョイ来た」は10月から試験運転を実施しており、利用登録者は56名で、事前に予約して頂き、火曜日と金曜日に運行しております。このサービスを利用して介護予防教室への参加者はまだおりませんが、今後、教室に参加された方に活用方法等を周知出来たらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

3月の議会でのご答弁は、総合福祉センターで行っている教室の送迎に関しまして、町内タクシー会社と社会福祉協議会が1回に1台につき1,680円で委託契約し、ご自身で来られない方は1回利用当たり150円、往復の利用の方は300円を頂いて利用しております。町内タクシー会社との委託金額と利用者の負担金の差額は、町から委託料で賄って頂いておりますとありました。先ほどのご答弁では、いきがい健康館で実施します2つの教室を対象として、運賃の一部助成を継続してまいりますとありました。いきがい健康館と福祉センターでは場所が大きく変わります。利用者の負担は現在と変わらないということですのでよろしいのでしょうか。お願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

いきがい健康館で実施することによってタクシー会社との委託金額は上がると見込んでおり、それに伴って利用者負担については今後、協議したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。利用者の負担が増えるという方向にいけば、利用人数の減少に繋がりがねないと考えます。十分に協議して頂けるようお願い申し上げます。

次に、3点目の質問です。

一般介護予防事業における介護予防教室等の事業の対象者について質問致します。

本来、一般介護予防教室は65歳以上なら誰でも参加が可能となるはずですが、教室によっては、対象者を絞るために何らかの制限を設けているのでしょうか。利用

対象者の制限や事業実施期間の制限を設けていることがあるか、あればその内容について質問致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の教室によっては何らかの制限をかけていることがあるのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在は、65歳以上の方ならどなたでも参加して頂いております。令和4年度につきましては庁舎移転等により、年度当初から実施場所の確保が難しいことから、いきがい健康館で実施します2つの教室については、密にならないよう対象を70歳以上とさせて頂くことを考えております。また、事業の実施期間におきましては、教室の性質上、3か月で卒業して頂く教室もありますが、卒業後はフォローアップ教室に移行して頂いております。今後も健康センター多目的ホールにおいて継続実施していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

本来、介護予防は継続することで事業効果が上昇すると思われませんが、事業継続の希望者に対する対応はどう行っているのでしょうか。教室の性質上、3か月で卒業する教室もあり、卒業後はフォローアップ教室に移行して頂くということですが、全員がフォローアップ教室に移行しているのでしょうか。また、庁舎移転により、65歳以上の対象者を70歳以上に変更するということがありますが、利用出来る限り福祉センターを活用し、その後、年度途中からでも新庁舎を活用することで年齢を引き上げる必要はなくなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

フォローアップ教室への希望者は、全員移行して頂いております。先ほど答弁致しましたように、いきがい健康館で実施します2つの教室は地域交流センターでどの程度開催出来るかが不透明であることから、現状では70歳以上を対象とすることを考えております。今後、地域交流センターがどの程度利用出来るかが明確になり次第、出来るだけ多くの方が利用出来るよう、利用者の意見も踏まえ、各教室の開催場所や対象年齢について再度協議してまいります。いきがい健康館で実施します2つの教室は70歳からの対象と考えておりますが、介護予防教室は健康センターの湯楽里でも実施しており、60歳以上の方が多く参加されております。また、先ほどのご質問で答弁致しましたとおり、地域交流センターでは65歳から75歳までの方を対象に新規事業も計画しており、開催場所を分散して実施出来るよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。しっかりと利用者の意見を聞いて頂き、対応して頂けますようよ

ろしくお願い致します。

続きまして、4点目の質問です。

現在の総合福祉センターの利用者に対して、事業の実施場所の変更や事業内容に対する意見を新庁舎移転に際し、お聞きしたことはあるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の事業の実施場所の変更や事業内容に対する意見を新庁舎移転に際し、お聞きしたことはあるのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

アンケートを実施した訳ではございませんが、教室の前後や合間での聞き取りにおいて、利用者の方は出来るだけ近い場所で体操等を参加したいという声や福祉センターを利用して教室を自主運営されている方々は、地域交流センターで実施したいとの声が多くあると報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

先ほどのご答弁では、利用者は出来るだけ近い場所で参加したいとか福祉センターを利用して教室を自主運営している方は、地域交流センターで実施したいなどの声が多くあるということでしたが、これらの町民の声に対しては、私は早急な対応が必要だと考えますが、どのように対応する予定でしょうか。再度質問させていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、自主運営で教室を実施している方は自分たちで日程を決め、場所を確保している教室と地域包括支援センターが場所を確保している教室がございます。令和4年度につきましては、自主運営で実施している教室は既に中央公民館講座に登録されておりますので、その規定に従って地域交流センターの予約をして頂くようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。再々質問させていただきます。

出来るだけ近い場所で行いたい、参加したいという声に対しましては、どのように対応する予定でしょうか。これは地域の公民館ということによろしいのでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

利用者は出来るだけ近い場所で参加したいという声に対しましては、やはり地区公民館を活用することが、利用者の声を反映出来ると思います。しかし、高齢者が安心して利用出来る環境整備が必要であると感じておりますので、今後、財政や関係課と連携を取り、協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。環境整備、とても大切なことだと思います。

議長（村井 勉）

傍聴の方、静かにして下さい。

議員（天野 里美）

介護予防教室を公民館で実施するに当たり、やはり介護予防教室ですから、利用者の方の実施した際に排せつの部分でトイレの方が手すりがついているのかどうか、また足や膝に負担がある利用者に対して、和式トイレではなく洋式トイレの方が安全かと思われます。また、玄関の段差、介護予防、公民館はかなり段差があるところ、若しくは玄関がすごく高いところもあるとお聞きしております。安全面に対して十分な環境が整っているかどうか、本当に転倒し、骨折し、怪我をしたということにならないよう、十分な対応が必要かと思っておりますので、その点十分に各関係機関、各課とも連携を取って頂き、協議を進めて頂けたらと考えます。どうかよろしくお願い致します。

最後の質問です。

今後の予定についてお伺い致します。

現在の利用者、対象者に対する周知啓発をどう行っていくのでしょうか。また、新庁舎の町民交流機能の活用について、町民に対し、どのように周知を図る予定でしょうか。

併せて質問致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の事業利用対象者に対する周知及び啓発をどう行っていくのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

一般介護予防事業の利用者におきましては、日程や場所が決定次第、教室中にチラシ等を配布し、「社協だより」においても周知していく予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の今後の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎の町民交流機能の活用についてですが、現在、福祉センター及び中央公民館を利用されている社会教育団体等に対しましては、1月に地域交流センターを含めた利用案内を送付する予定です。その際には、福祉センターの各部屋の広さと地域交流センターの部屋の広さを比較出来る資料を沿えて案内してまいります。なお、地域交流センターの運用方法につきましては、今後、議員の皆様にお諮りさせていただきますが、1月に送付する利用案内につきましては、利用日時と利用会場の確保についてのご願いとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。新庁舎移転に伴い、現在、総合福祉センターを利用している方々

は、今後どうなっていくのか不安を抱えているというお話をよく耳に致します。どうか町民の声に耳を傾けるとともに町民が不安を抱えることのないよう、常に最新の情報をいち早く公開して頂きたくお願い致します。また、教室等の開催場所が変更になる対象者も多いと思います。利用者の希望をしっかりと聞き、また介護予防事業が後退することのないよう、取り組んで頂きたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩致します。再開を10時20分に致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時20分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和3年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、1、年末に向けての町民の厳しい暮らしと営業への支援について、2、白方幼稚園の今後の在り方についての2点を町長及び教育長、そして担当課長に対し質問を致します。

まず最初に、年末に向けての町民の厳しい暮らしと営業への支援についてであります。コロナ禍が長期化し、暮らしと営業を守る取組が年末に向けてますます重要になり、求められております。政府は、臨時国会を12月6日から17日の会期で行っており、この中で2021年度補正予算案の成立を目指しております。

このような中で、全国知事会は11月4日、地方自治体における新型コロナ対策の重要な財源となっている地方創生臨時交付金の地方単独事業分について、政府に対して2兆円——都道府県が1兆円、市町村が1兆円——の増額を要望致しました。内容は次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等について。

全国の都道府県、市町村は、過去に例のないコロナ禍の最前線において、国民の命、暮らしを守るため、医療提供、感染症対応に当たる方々、苦境にある事業者、困窮する住民等の様々な方々への支援をはじめとする各種対策に国と心を一つに全力を尽くしてきたところであり、国の財源のみならず、地方の財源も総動員してきた。感染再拡大を防ぎ、医療提供体制を強化などするとともに、コロナ禍で疲弊した日本列島の隅々まで活発な経済活動が行き渡るには、都道府県分及び市町村分を合わせて、これから20兆円の

臨時交付金等を活用した地域の実情に応じた取組が必要であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、つまり地方単独事業分でございますが、この増額等を行うべきである。

令和3年11月4日、全国知事会会長、鳥取県知事、平井伸治。

この臨時交付金の地方単独事業分は、原則として使途に制限のない自由度の高い交付金であり、住民の幅広い要求実現の財源となるものであります。また、総務省は11月12日に、自治体支援策を発表しました。制度の趣旨と措置率は、地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交付税を講じ、また特別交付税措置率2分の1などがあり、これは福祉灯油など自治体の独自補助に特別交付税が措置され、補助が出るものであります。政府のコロナ対策と各種給付金制度は極めて不十分で、各自治体における県、市、町では独自の支援制度の創設、拡充に踏み出しております。

そこで、お尋ねを致します。

1点目には、年末に向けての国、県、町の支援金、応援金、協力金、補助金の種類と支給対象者、支給期間、支給要件、支給額、支給割合は、それぞれどのようなものがあるのか、また制度を利用している件数はどのくらいあるのか、お尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の年末に向けての国、県、町の支援金等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染の拡大が想定より長く続いたことから、各機関による今年度の経済成長率の見直しは下方修正が相次ぎました。しかし、8月下旬以降は新規感染者数が減少傾向に転じたことから、ウイズコロナの下での一日も早い社会経済活動の再開を図ろうとしている状況にあります。

そのような中、令和3年11月19日の閣議決定により、国の経済対策のうち、事業者支援策が幾つか示されました。1つは、感染症により大きな影響を受ける中堅、中小、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業復活支援金を支援するものであります。具体的には、事業収入が基準期間同月日50%以上減少した事業者については、法人は上限250万円、個人事業主は上限50万円の範囲内で、また30%以上50%未満減少した事業者につきましては、法人は上限150万円、個人事業主には上限30万円の範囲内で、基準期間の事業収入からの減少額を給付するものであります。また、事業者の資金繰り支援として、政府系金融機関による実質無利子、無担保融資及び危機対応融資は来年3月まで継続をし、新型コロナ特別貸付けは事業者のニーズに沿った見直しを行った上で、来年4月以降も継続するものでございます。

さらに、人流抑制等の影響により、特に影響を受ける事業者への支援であります。具体的には、時短要請等に応じた飲食店等に対して都道府県が支払う協力金への新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠による財政支援について、緊急事態措置区域等における第三者認証店等に求める時短要請等の変更に合わせて支給額等の見直しなどが実施される見込みとなっております。これらの事業の具体的な内容や実施主体を県が担うのか、町が担うのかという枠組みにつきましては、まだ国から示されていない状況であります。このため、今後も引き続き情報収集に努め、必要に応じて適切な対策を講じるとともに具体的な事業者支援策の提示があれば、適宜多度津商工会議所等の関係機関と情報共有を行い、事業者への周知や申請手続の支援を遅滞なく行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の年末に向けての町民の厳しい暮らしへの支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

暮らしへの支援と致しまして、まず令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業として、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く、ゼロ歳から18歳以下の子供たちに1人当たり10万円相当の給付が予定されております。この10万円相当の給付のうち、5万円の現金を迅速に支給することとされており、15歳以下の子供に対しましては、年内に支給を開始出来るよう、本定例会に補正予算として計上させて頂いております。ご議決頂きましたら、速やかに支給出来るよう準備を進めております。

支給対象人数は、15歳以下が約2,900人、16歳から18歳までが約600人、計3,500人を想定しております。

次に、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するとともに、厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金が支給される予定でございますが、これにつきましては、まだ国から詳しい内容が示されておりません。詳細が分かり次第、迅速に準備してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目に、米価下落に対する生産農家に対する国、県、町の補助はあるのか。また、町独自の補助、対策はあるのか、お尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の米価下落に対する生産農家への補助の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の米穀状況は新型コロナウイルスの影響等により、需要が大幅に減少したことから、全国的に在庫が増加しております。農林水産省の公表した資料によりますと、昨年に収穫された、いわゆる古米の民間保有量は、9月末時点で79万トン、これは9月としては最近で最も多かった2015年の数値をさらに15%——10トンでございますが——上回る水準であり、古米在庫量の多さは、そのまま新米の取引にも影響してございます。

本町における主力品種である「おいで米」を例にとりますと、香川県農業協同組合が本年9月より適用している主食用米仮渡金単価において、昨年1等米60キログラムが1万3,500円であったのに対し、本年は1万200円、また2等米は、60キロが1万2,600円から9,600円と、いずれも約24%の下落となっております。現時点では、この米価の下落に対する直接の価格補填助成制度は、国、県、町のいずれにおいてもありません。香川県農業協同組合に確認を行いました。同組合としても何らかの補助を行う予定は今のところないとの回答でございました。

米価自体は以前より下落傾向が続いており、これに対しては生産調整や飼料米への転換補助で需要と供給のバランスを取り、価格の安定を図るという施策が取られてございます。また、農業全体を見ても経営の効率化を進めるための機械導入等に対する各種の補助制度がございます。一方で、コロナ禍や気候変動といった農家の経営努力では、どうにもならない要因による収入減収を保障する農業経営収入保険という制度も香川県農業共済組合によって運営されてございます。

なお、政府は11月19日、コロナ克服新時代開拓のための経済対策に係る閣議決定の中で、米価下落を受けた対応策、コロナ影響緩和特別対策として、米15万トンの特別枠を設けて、保管や販売促進等の支援を行い、当面の需給を安定化させるとともに農林漁業セーフティネット等の融資円滑化や実質無利子化等の資金繰り対策を行うとしてございます。町としては、この閣議決定に基づいて実施される各種事業を、これらを必要としている各農業経営体の皆さんへ速やかに届け、また必要なサポートを行っていくため、今後、国から示される事業の枠組みを注視し、遅滞なく事業が実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問でございます。

先ほどの答弁で、主食用の米の仮渡金単価の下落についての説明がありましたが、麦の単価はどのようになっているのかお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答え致します。小麦、これは、さぬきの夢2009でございますが、小麦は昨年60キロで1等が1,020円であったのが、本年は960円、2等は660円であったのが600円、裸麦、これイチバンボシでございますが、昨年60キロで1等が1,020円であったのが、本年は660円、2等は660円であったのが300円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

小麦の単価下落も気になりますが、特に裸麦の単価下落の下落幅が、1等は約35%、2等が50%と非常に大きく、今後の作付計画にも大きく影響が出るのではないかと危惧をします。今後の国、県の制度を確認するだけでなく、裸麦の生産者の動向も確認を

して下さい。それと米の下落、米価下落に対する支援策と致しまして、岡山県の総社市では、10月の臨時会で補正予算で4,400万円を組んでおります。これは、10アール当たり、1反当たり2俵を、JAを通じて市が4,000円上乗せして買い取り、ふるさと納税の返礼品にしているということでございます。このように何も無策じゃなくて、参考にして、ぜひ多度津町も取り上げて頂きたいと思います。

次に、3点目に、原油高騰による、1、福祉灯油として生活困窮者に対する灯油購入等の助成はあるのか。2点目に、社会福祉施設、つまり養護老人ホーム、障害者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費の高騰分の助成はあるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の1つ目、福祉灯油として生活困窮者に対する灯油購入費等の助成はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、現時点では、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成は行っておりません。

次に、2つ目の社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成はあるのかのご質問のうち、障害者施設及び保育所について答弁をさせていただきます。

どちらも暖房費高騰分の助成はございませんが、保育所につきましては、原油価格高騰に関わらず、年間を通して冷暖房費加算が委託費に含まれております。加算額につきましては、毎月初日の児童数に対し、1人当たり110円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の社会福祉施設「養護老人ホーム」に対する暖房費の高騰分の助成はあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内には養護老人ホームはございませんが、町内にあります特別養護老人ホームなどの介護施設に対する暖房費高騰分の助成は、現在のところ行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

済みません、漁業者、農業者等に対する燃料油高騰分の助成があるのかについてお伺いを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の原油高騰による漁業者、農業者等に対する燃油オイル高騰分の助成の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

原油価格につきましては、世界情勢や産油国の思惑等様々な要因により、乱高下を繰り返しておりますが、令和3年10月の月平均価格は、原油1リットル当たり58円と過去10年間で最も高い水準であった平成25年12月の1リットル当たり70円には及ばないものの、直近5年間では最も高い水準となっており、また最も低かった令和2年4月の1リットル当たり14円からすると4倍を超える大幅な上昇となっております。この急激な

上昇は、新型コロナウイルスの蔓延により、停滞していた世界的な経済活動の回復傾向が主な要因として考えられ、経済活動の回復そのものは喜ばしいことではありますが、コロナ禍により収入の減少した各事業者にとっては追い打ちとなりかねない事態でもあります。

さて、その対策事業でございますが、漁業者に対しては、国が漁業経営セーフティーネット構築事業を行っております。これは、燃油や配合飼料の価格が上昇した場合に、その影響を緩和するための備えとして、漁業者または養殖業者と国が50%ずつを拠出して資金を積み立て、原油価格や配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対して補填金が支払われるものでございます。燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払われます。本町内でも複数の漁業経営体が加入されてございます。

次に、農業者に対してでございますが、特に燃料価格高騰の影響を強く受ける施設園芸農家を対象に、国が施設園芸セーフティーネット構築事業を行っております。これは、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的とした事業であり、施設園芸農家3戸以上、または農業従事者5名以上で構成する農業者団体等を支援者として、支援対象者と国が50%ずつを出資して補填積立金を積み立て、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するものでございます。県内では、香川県農業協同組合等がこれに応募しており、本町内の農業経営体も複数が含まれてございます。なお、現時点では、農業者、漁業者に対する燃料等の高騰に係る一律助成等は、国、県、町においては計画されておりませんが、11月19日の閣議決定において、燃料価格高騰の影響を受ける施設園芸農家、漁業者等の経営安定化に向けた施策を着実に実施する。また地方公共団体が行う原油価格高騰に対し、特別交付税措置を講じるとあることから、町として今後引き続き国、県の動向を注視してまいります。

先ほどの尾崎議員さんの、1点修正をさせていただきます。

米価の下落に関することの答弁の中で、農水省が公表した資料、その中で、民間在庫量は9月末時点で、私、「79万トン」というご説明を申し上げましたが、正しくは「76万トン」でございます。訂正させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今のことで再質問をしたいと思っております。

先ほどの答弁の中で、共済とも言える補填金制度の漁業経営セーフティーネット構築事業及び施設園芸セーフティーネット構築事業の説明がありましたが、これらの制度はいつからあり、町内でどの程度利用されているのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問のお答え致します。

漁業経営セーフティーネット構築事業は、国において平成22年3月30日に実施要領が設置されました。香川県漁業協同組合連合会によりますと町内で利用されているのは、多度津漁業協同組合で17件、高見漁業協同組合で27件、白方漁業組合で7件とのことでございます。また、施設園芸セーフティーネット構築事業は、国において平成25年2月26日に実施要領が設置されました。県農業生産流通課によりますと、町内で利用されているのは15件とのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目の社協の生活福祉資金の活用状況は、年末を控え今までに何件あったのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の社協の生活福祉資金の活用状況は今までに何件あったのかのご質問に答弁をさせていただきます。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付けである緊急小口資金の今年度の決定件数は令和3年11月19日時点で、県全体で2,230件、貸付総額は4億3,268万円でございます。このうち、本町住民の決定件数は94件、貸付総額は1,875万円でございます。また、生活再建までの間に、必要な生活費用の貸付けである総合支援資金につきましては、県全体の決定件数が3,642件で、貸付総額は18億6,772万円、このうち本町住民の決定件数は150件、貸付総額は7,646万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、支援金、応援金、協力金、補助金の制度が使いやすい、利用しやすい申請、手続になっているのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の支援金、応援金、協力金、補助金の制度が使いやすい、利用しやすい申請、手続になっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

ゼロ歳から18歳以下の子供に対する1人当たり5万円の現金給付につきましては、15歳以下については児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給するため、申請と手続は不要でございます。16歳から18歳までや基準日以後に出生した子供につきましては、申請が必要となるため、対象者に申請書を郵送し、個別にご案内致します。また、住民税非課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付につきましても同じくプッシュ型で給付する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

6点目に、活用するための申請、手続窓口と制度の周知方法はどのようにしているのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の活用するための申請、手続窓口と制度の周知方法はどのようにしているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、生活福祉資金貸付制度につきましては、町社協が窓口となり、県社協が行っている事業ですが、健康福祉課の窓口でもコロナによる生活困窮の相談や生活保護の相談があった場合に状況に応じて生活福祉資金の活用をお勧めしております。また、今後、申請が必要な16歳から18歳の方々や住民税非課税世帯の対象となっているにも関わらず、未申告で、課税状況が確認出来ない方など、支給対象となる全ての方々が申請漏れがないよう、個別案内をはじめ町ホームページ等において周知徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の活用するための申請、手続窓口と制度の周知方法はどのようにしているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

11月19日に閣議決定がされたコロナ克服新時代開拓のための経済対策には、国民に向けた様々な対策事業が盛り込まれてございます。その事業が実施されることになれば、事業内容により担当課が異なってまいります。対象の住民及び事業所の方々の不利益とならないような対策を講じる必要があると認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、白方幼稚園の今後の在り方についてであります。

幼児教育の拠点施設としての白方幼稚園が、休廃園により71年間の歴史の幕を閉じるまであと3か月余りとなりました。学校や幼稚園、保育所がなくなったら、地域がなくなると言われる位、白方幼稚園は白方地域にとって大切なものであります。幼稚園や学校があれば、地区住民が地域にとどまったり集まって来たり致します。地元園、学校の繋がりは、地域のコミュニティーを作り出します。教職員や生徒・児童は、地域の文化の優れた担い手であります。また、教員の購買能力、給食や工事の発注など地域経済にとっても重要であります。さらに、教育施設は、地域の確かな緊急避難場所であります。教育施設は幾重にも地域の核と言うべき施設なので、地域での子育て、地域の存続に深く関わっている訳であります。

そこで、少子・高齢化が進む近隣市町、これは観音寺市、三豊市、まんのう町での統廃合後の廃止した学校・園の施設跡地利用を見て回りました。観音寺市では、五郷小学校、萩原小学校、紀伊小学校の3校が廃校となりました。

そして、五郷小学校の跡地は、教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、観音寺市教育センターを設置し、市教育の進展、向上を図るため、教育に関する専門的かつ技術的事項の研究、教育情報の開発及び制作並びに教育関係職員の研修を行うことを目的にしております。

そして、事業内容は、1、委嘱研究員研究事業、2、教育相談事業、3、市の指定教育研究事業、4、関連事業、5、委託事業、補助事業の5つであります。組織としては、観音寺市教育センターと県教育センターとの連携の中で、観音寺市立中学校——これは5校です——それと観音寺市立小学校10校、観音寺市内の幼稚園が4園、観音寺市内の認定こども園が5園、観音寺市内の保育所または園、これが6所園あります。この委嘱研究員56名及び所長1名、指導主事2名、専門指導員3名、計6名で構成され、運営をされております。

また、萩原小学校の跡地は、ホットハウス萩として、小さな子供の遊び場として、小学校低学年は道具を貸して、与えて、遊ばせ、土日は満員状態になっているとのことでございました。そして、紀伊小学校は、ふるさと学芸館として民俗資料を展示、保管しているとのことでございました。送迎は、市内巡回コミュニティーバスの利用、または小学生は保護者が送迎しており、弁当持参とのことで、また幼稚園廃園については、午前中は地域の人との集い、サロンとして利用、午後2時以降は放課後児童クラブとして活用しているとのことでございました。

次に、まんのう町では、仲南北幼稚園跡には、早期支援教育センターとして多夢——多き夢と書きます——の名称で、町独自に子供一人一人の夢の実現を願って、1、相談事業として、子供の発達相談、これは保護者でございませう。これは適時実施してございませう。2点目に、巡回相談、これは担任の教職員や支援員などです。これも適時でございませう。3つ目に、育み相談、ゼロ歳児から5歳児の保護者、これが年1回。4つ目に、就学相談、これは5歳児の保護者、年1回。それから、5点目に、医療相談、各園の保護者でございませう。これは年1回。この5事業。それと、大きな2番目と致しまして、研修、研究事業、これは担任などの教職員や関係者、3番目に心理検査事業、これは本人、保護者、担任でございませう。これは、適時に実施致してございませう。4点目に、理解啓発事業、これは保護者、地域住民を実施をしてございませう。

また、仲南東小学校跡地は、まんのう町のものづくりセンターとして、1、薬用植物、2、カリン、これはパウダー、エキスを抽出してございませう。3点目には、ヒマワリでございませう。ヒマワリの方は、1、種子の搬入、搾取、瓶詰、2、商品の梱包、発送、搾取後の搾りかすを活用、これをしましてまんのう町の独自のひまわり牛、これを育てている訳であります。3点目に、研究、販路の開拓、4番目に、乾燥をしてございませう、これは種子の選別をしてございませう。これは中山乾燥所でございませう。これは会社でございませう。として、6次産業化の拠点施設で、まちづくりのシンボルでの生産、加工、販売でのコミュニティーの再生を目指しているとのことでございました。

また、仲南北小学校跡地では、地域活動として、太鼓さくらの地元演習、竹細工同好会、民俗資料館——これは無料でございませう——この見学、研修ができ、維持管理は町が単独で行ってございませう。送迎はスクールバスが運行してございませう、デマンドタクシーが3社——これはまんのうタクシー、吉野タクシー、仲南タクシーの3社——で運行してございませう。

ります。

また、仲南西小学校の跡地は、民間企業への貸出しをしているとのことでございます。琴南東小学校の跡地では、建物が老朽化しており、急傾斜地での警戒区域ゾーンに入っているため、現状のままで放置しているとのことでございました。

次に、三豊市では、山本町が幼稚園、小学校4地区が統合で1つになったため、地域住民と協議した結果、取壊しを了承し、土地利用を計画しており、また地区公民館が隣接していたために駐車場として利用しているとのことでございます。

次に、財田町でございますが、小学校が2校を1校にしたために、地域利用として土地、建物を優先的に貸し出し、跡地をイチゴ栽培農家に貸して、運動場でビニールハウスのイチゴ園を開設しております。これは、元財田上小学校でございます。このイチゴ園の名称が、クボタがっこうのイチゴ園ということでやっております。そして、これは市と貸借契約をしており、校舎は木のおもちゃ、これは作る方でございます、それと工場、これは体験工房にしているとのことでございました。これは、財田中小学校の跡地でございます。そして、財田中小学校の跡地では校舎を今、取り壊して、跡地を防災倉庫に建設をしておるところで、ほぼ完成に近づいております。

このように、以上が近隣市町での廃園、廃校の跡地利用状況の概略でしたので、参考にしたいと思っております。

そこで、お尋ねを致します。

第1点目には、現時点での白方幼稚園の休園か廃園は正式に結論は確定しているのかどうか。また、今後の4月以降の方針はどうなっているのかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の白方幼稚園の休園か廃園の結論、及び今後の4月以降の方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園につきましては、少子化の影響もあり園児数が減少し、本町が考える適切な教育環境を整えることが困難な状態と判断せざるを得ない状況となり、募集停止等の対策を取らせて頂いており、現在、年長園児2名が在園するのみとなっております。また、町内の幼稚園につきましては、適正規模、適正配置に係る基本方針により、1園に再編することが決定していることから、教育委員会と致しましては、長年地域の方に愛され、地域の方々と強く結びついた幼稚園でありますので、なくなることは地域にとって寂しく、残念なことだと思いますが、廃園としたいと考えております。ただし、幼稚園の廃止につきましては、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例により議会の議決を必要と致しますので、正式な決定ではありません。また、幼稚園の設置等についても、多度津町立学校条例で定められているものでありますので、廃園についても議会の承認を得なければならないものであります。設置に関する条例のほか、関係規則改定等につきましては、3月議会へ上程したいと考えております。

また、4月以降の方針につきましては、現在のところ具体的な案は決定しておりません。長年地域に愛された幼稚園でありますので、跡地につきましては議員の調査結果も参考とさせて頂き、地元の方々のご意見も伺いながら決定してまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目に、白方幼稚園の通園区域が広がる保護者の負担及び事故、防犯、安全上の心配、問題などはどのように考えて対策を立てているのかをお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の通園区域が広がる保護者の負担及び事故、防犯、安全上の心配、問題などはどのように考えて対策を立てているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。今後、白方校区にお住まいの方で、幼稚園教育を希望される方には、町内の3幼稚園をご案内することになりますが、通園距離が長くなった保護者への負担への対策につきましては、保護者の方には申し訳ないのですが、費用負担やスクールバスの運行も含め予定はございません。事故、防犯、安全上の問題につきましては、園児の送迎については、規則により基本保護者が行うものとなっていることから、保護者に対し交通安全の遵守等について注意喚起を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁頂きましたが、再質問です。

近隣市町で先ほど述べましたように、他の地区では統合してスクールバスやコミュニティーバスを利用しての通園、通学となっておりますが、なぜ今、白方地区のみが保護者が不利益を受けるのでしょうか。私は、これは憲法違反だと思います。なぜなら、これは第23条、学問の自由はこれを保障すると言うとる訳です。ただ今の答弁では、保護者負担は当たり前だ。自助、共助、公助は、これは逆じゃないかと思います。教育の現場でこのようなことをしてはならないと思います。そして、憲法第26条、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。2点目に、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。つまり、このように憲法上に非常に疑義がある訳でございます。今、保護者が、ほかのどこへ行く訳でございますが、何の保障もない、それについて保護者に非常に不利益、負担が掛かっているということでございます。これについて、お伺いを致します。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園の廃止のことに关しましては、もう何年も前から色々と皆さん方に議論をして頂いております。そして、地域の方、またそれぞれの関係する方のご了承も頂いてお

ると感じております。そういう中で、子供たち、幼稚園の存立意義というのは、これは決められていることでもありますけども、6人、2つのグループがあって、そして健全な教育が出来る、幼稚園教育が出来るということが定められております。そういう中で、白方幼稚園に関しましては、そのような教育が出来ないということであるので、致し方なく今回の措置になってしまった訳であります。

また、これも規則で決まっておりますが、幼稚園、保育所に関しましては、保護者の方なりそういう方々が送迎をするということに決まっておりますので、そういう中での措置になっております。別に法律違反でもないし、また住民の皆様方とも色々と話をしながら同意を頂いた上での措置だと考えております。

答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目に、園舎の整備計画や町全体での位置づけのプランはあるのか、これについてお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の園舎の整備計画や町全体での位置づけのプランはあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

園舎の整備計画につきましては、平成30年に策定した多度津町立幼稚園、小学校の適正規模、適正配置に係る基本方針において、幼稚園を1園に再編することとしております。現在、教育委員会で絞り込んだ2案、多度津幼稚園の敷地を拡張して整備する案と、本町の中心地に土地を確保して整備する案についての詳細検討をする資料を作成しているところであります。

町全体での位置づけのプランにつきましては、昨年度作成した多度津町公共施設個別計画、学校教育系施設編において、各幼稚園の園舎につきましては総合劣化度が高い施設が多くあったことから、優先度が高いものと考えております。ただし、施設整備につきましては、多額の費用を要することもあるため、財政状況も勘案しながら事業を進めなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、近隣市町の廃園、廃校を見てまいりましたが、少子化対策について町は今後どのように考えていくのか、また対策はあるのかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の少子化対策についての町の考え及び対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

少子化対策につきましては、本町においても重要な課題の一つだと認識しており、本議会におきましても高齢者保健課より、出産育児一時金の多度津町国民健康保険条例の一部改正案を提案させて頂いているところです。また、対策の一つとして政策観光課で

は、少子化対策の評価や婚姻に伴う経済的不安の軽減を図ることを目的として、令和3年度より、結婚新生活支援事業補助事業を行っております。この補助金は、町内で新婚生活を送る夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ夫婦の所得の合算が400万円未満の世帯を対象に、婚姻を機に支払った住居費や引っ越し費用の一部を助成するものです。補助額は、夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円、夫婦ともに39歳以下の場合は上限30万円となっております。令和3年11月末時点で4件が交付決定されており、事業費としては194万9,000円の支出を予定しております。本事業は、内閣府の地域少子化対策推進事業における結婚新生活支援事業として実施されており、歳入予算といたしましては、国、県より町補助事業費の3分の2が交付されます。教育委員会におきましても本年度から子育て支援のために、幼稚園における預かり保育の3歳児の受入や預かり時間の延長など事業を拡充しております。これからも関係課と協力しながら、子育て支援の充実を図るとともに教育環境を整備し、豊かな心を育てる教育の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

答弁有難うございました。

以上をもって私の質問を終わりますが、先ほど申しましたように地域の活性化を図る、振興を図る、子供が少子化でございますが、やはり子供が地域で根づくような施策を取って頂きたいと思う訳であります。それから、我々白方地区の小さい子供を持つ、これから幼稚園に通わせなけりゃあいかないという保護者の方も、非常に遠方になります。選択肢として、例えば白方から四箇へ行くとしても、四箇の幼稚園へ行って、ほんで児童は3歳児、4歳児、5歳児、3年間したら元の白方小学校へ帰らないかん。こういう選択肢が非常に、それやったら保育所にやるわという風なことで、幼児教育、それから学童保育ということで、段階があると思うんです。保育所は、保育児童というのは保育なんですから、そういう意味で教育の面において、子供にそういう不平等、また保護者に負担が掛からないように強く要望致しまして、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。長時間、お疲れでございました。

散会 午前11時20分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 3 年 12 月 9 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記